

# イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン団体募集要項

## 1. キャンペーンの趣旨、目的

イオン全従業員が地域への社会貢献活動をおこなう「イオン・デー」（毎月11日に開催します）に、地域で活躍されている「ボランティア団体」などに対して、イオンがその活動に役立つよう物品をもって助成するものです。

## 2. キャンペーンの内容

キャンペーン期間は、3月11日から翌年2月11日までの1年間。贈呈は翌年4月中旬予定です。



## 3. 助成先団体の基準

助成先団体としてお申込みいただくためには、次の基準1～基準6までを満たすことが必要です。

### 基準1) 団体の活動分野 （活動内容が次の5つの分野のうちいずれかにあてはまる）

	活動分野	活動事例
1	福祉の増進を図る活動	お年寄り・障がい者の介護、福祉施設、点訳・手話・朗読サークル、授産施設、特別支援学校（養護学校、盲学校、聾学校）、フリースクール
2	環境保全・環境学習の推進を図る活動	リサイクル推進活動、環境教育活動、自然保護保全活動、地球温暖化防止活動、動物保護
3	街づくりの推進を図る活動	町の清掃活動、緑化活動、景観保持活動、事故防止・町の浄化活動推進、地域に根ざした国際交流・協力活動
4	文化・芸術の振興を図る活動	伝統芸能の保護活動、文化事業の推進、芸術ボランティアの育成
5	子どもの健康と安全の増進を図る活動	スポーツを通した子どもの育成活動、ボーイ/ガールスカウト、子ども会など子どもの育成を目的とした各団体の活動

※これらの活動分野の推進を行っている学校も対象とします。

### 基準2) 店舗の近隣にて過去6ヶ月以上の活動実績があり、活動分野の目的を遂行しながら、今後も継続的に活動できる団体。

### 基準3) 応募時に、「団体登録申込書」「活動報告書」等、弊社が指定する書類を提出できる団体。

### 基準4) イオン・デーの店頭活動、その他必要に応じて交流活動に参加できる団体。

### 基準5) 営利、行政機関、政治・宗教団体でない。また、営利を目的とする活動や、政治・宗教を目的とした活動でないこと。

### 基準6) 「反社会的勢力」に該当、属する団体でないこと、並びに登録申込者の団体の代表者、役職員および構成員が「反社会的勢力」に該当、属さないこと。

#### ■反社会的勢力とは

- (1) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義される暴力団及びその関係団体並びにその構成員。
- (2) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの法人、団体又は個人。
- (3) 暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い経済的利益を追求する法人、団体又は個人。
- (4) 前各号のいずれかに該当する者又は団体（以下併せて「反社会的団体等」という。）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する法人、団体又は個人。
- (5) 反社会的団体等が代表者又は支配する法人その他の団体。
- (6) 反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事又はこれらに類する地位の役職にある法人又は団体。
- (7) その他（1）～（7）に定める者に準じる者。

## 4. 団体登録申込方法

### ■申込書類の入手方法

黄色いレシート実施店舗のサービスカウンターでお受け取りいただくか、イオンのホームページから書式を印刷することができます。  
(<https://www.aeon.info/sustainability/social/yellow/>)

### ■申込書の受付場所・受付期間

登録を希望される店舗のサービスカウンターに、書式1～4と定款または会則（定款が無い場合、書式5）、役員名簿、収支報告書をお持ちください。（電子メールなどによる受付は行っておりません）

申込書の受付期間は毎年9月1日～11月10日までです。（店舗によって異なる場合がございます）

### ■受付から登録(本キャンペーンへの参加)まで

1. お申込み、登録は、「1団体1店舗のみ」とさせていただきます。
2. 団体の活動内容や状況によって、登録のご希望に添えないことがあります。
3. 店長・従業員による書類審査・面談後、登録の可否を決定し、書面にてご連絡いたします。
4. 応募が多数であった場合、抽選や入替制等の方法を取りさせていただく場合がございます。
5. 申込書類の返却はいたしません。

## 5. 登録にあたってのお願い

### ■登録に関する注意事項

- ・審査合格のうち、3月のイオン・デーに合わせ、貴団体の黄色いレシート投函ボックスを設置いたします。
- ・登録完了後、申込書（申請）の内容に変更があった場合、速やかに登録店舗へご連絡をお願いいたします。
- ・登録の権利は、申請された団体に限り、第三者への譲渡、提供はできません。

### ■登録の取り消し

以下の事項に該当する場合、弊社（登録店）より貴団体に通知し、貴団体の登録(本キャンペーンへの参加)を取り消すことができるものとします。また弊社（登録店）は、受付・登録の取り消しにより発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

- ・貴団体からの提出書類に虚偽の記載、またはその可能性があると弊社（登録店）が判断した場合
- ・貴団体が反社会的勢力に該当、属すると判明した場合。または貴団体の代表者、役職員もしくは構成員が、反社会的勢力に該当、属すると判明した場合
- ・貴団体が本キャンペーンに関して何らかの不正、公序良俗に反する行為を行うなど、不適切と弊社（登録店）が判断した場合
- ・貴団体の運営、活動において不正、公序良俗に反する行為を行ったと弊社（登録店）が判断した場合
- ・貴団体に活動の実態がないと弊社（登録店）が判断した場合
- ・活動休止や解散等で、団体活動の継続ができなくなった場合
- ・贈呈品の報告（レシートの提出等）がされていない場合（※イオンギフトカードでお渡しした場合）
- ・「団体登録申込書」に記載する代表者、または責任者と連絡が取れない場合
- ・その他、貴団体が応募要項に違反したと弊社（登録店）が判断した、もしくは登録団体として相応しくないと弊社（登録店）が判断した場合

上記登録の取り消しに関して、弊社（登録店）は、貴団体からの異議申し立てを一切受け付けません。

## 6. 贈呈品について

「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」実施店舗で販売されている商品の中から、団体の活動目的に必要な品物を、贈呈額に応じてお選びいただきます。

### ■贈呈品に関する注意事項

- ・イオンの店舗をご利用いただいたお客さまより、善意で投函された黄色いレシートの合計金額の1%相当を、団体活動に役立てていただくため、1年に1回、ご希望商品に交換し、贈呈いたします。
- ・貴団体の活動に必要な商品を、贈呈額に応じてお選びいただきます。
- ・贈呈品は、助成対象の活動分野（1～5）に定められている活動を行うために必要な物品に限ります。  
但し、商品券などの金券、切手、葉書、タバコ、酒類、飲食（飲食店利用含む）、謝礼品などは除外とします。
- ・贈呈品は4月中旬頃のお渡しとなります。
- ・贈呈品の受渡しは、団体さまが店舗に来店いただき、実施いたします。
- ・贈呈品の受渡しの日程は、弊社（登録店）が決定しご案内いたします。
- ・贈呈品を弊社（登録店）がご案内した期日（案内状に記載されている期日）より30日を過ぎてもお受取りにならない場合、その権利を放棄したものとみなします。また、権利放棄後の贈呈品の再発行はいたしません。
- ・贈呈品を受取る権利は、登録申請された団体に限ります。一部団体を除き、第三者への譲渡・提供はできません。
- ・弊社（登録店）はその権利の放棄により発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。
- ・贈呈品の利用に関して、登録団体、その他第三者に損害が生じた場合であっても、弊社（登録店）に故意または重過失がない限り弊社（登録店）は責任を負いません。

### ■贈呈の取り消し

以下の事項に該当する場合、弊社（登録店）より貴団体に通知し、「贈呈の取り消し（助成を受ける権利の消失）」といたします。また、弊社（登録店）は、貴団体が「贈呈の取り消し（助成を受ける権利の消失）」により発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負いません。

- ・貴団体に本キャンペーンの「登録の取り消し」となる事案が発生した場合
- ・貴団体より、本キャンペーンを退会（活動休止や解散で団体活動を終了するなど）のお申し出があった場合

上記贈呈の取り消しに関して、弊社（登録店）は、貴団体からの異議申し立てを一切受け付けません。

## 7. 個人情報保護方針について

イオンは、個人情報を尊重し、個人情報保護に関する法令及びその他関係法令を遵守するとともに、下記のような方針でグループ各社で管理をおこないます。

1. 利用目的／いただいた個人情報は、黄色いレシートキャンペーン実施に付随する業務（活動紹介や団体さまと従業員間の連絡）をおこなう目的及び、イオングループの社会貢献活動としてふさわしい活動をご案内する目的で使用します。
2. 管理／いただいた個人情報の漏洩、滅失、棄損及び改ざんの防止、その他情報の適切な管理をおこないます。従業員及び業務委託先等に対して、個人情報管理の指導と適切な監督をおこないます。
3. 訂正・削除・開示／ご本人から登録されている個人情報の訂正・削除・開示の請求があった場合は、迅速に対応します。第三者からの開示請求があった場合は、ご本人の承諾が無い限り開示しません。